

【第4号】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う式典・行事・イベント等に関する対応方針（更新）

2020年4月13日法人危機対策本部会議

1. 基本的な考え方

○学校・大学等は、学生・生徒・児童等が集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすことになることを踏まえ、学生・生徒・児童及び教職員等の関係者の生命と安全、健康を守ること、ならびに感染拡大防止を第一に考えて対応方針を決定する。

○政府及び関係省庁等による情報や内外の情勢を把握するとともに、専門家等による助言を参考にして総合的に判断する。

2. 対象期間の延長

(1) 対象期間の延長

○対象期間は、5月2日までとしていたが、これを7月末までに延長する。なお、今後の情勢の変化に応じて、対象期間を変更することがあるものとする。

(2) 延長の理由

○世界的に感染が拡大しており、現時点において、終息の見通しはたっていない。4月7日には、内閣総理大臣により、東京都や大阪府など7都府県を対象区域として、特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」が発令され、これを受けて自治体から外出自粛要請等の緊急事態措置が発出された。

○こうした状況の中、立命館大学では、「5月以降の授業形態について」（2020年4月6日教学委員会）において、春学期中についてはWeb等を活用した授業形態を継続する方向性が示されている（ただし、状況が好転すれば、対面授業に切り替えることもある）。

○以上を踏まえ、対象期間は、一旦7月末までに延長することとし、それまでの間に状況が好転し、対面授業に戻ることが判断される際には、対象期間の短縮を判断するものとする。

3. 「緊急事態宣言」が発令された場合の対応

○「政府による『緊急事態宣言』が発令された場合の対応について」（2020年4月6日常任理事会）にもとづく対応を行う。

<4月6日決定の措置：4月8日～5月6日>

- ・立命館大学の全キャンパスへの学生等の入構禁止措置（授業はWebを含め休講）
- ・諸活動等の中止または延期ならびに学生等への外出自粛要請
- ・京都府、滋賀県に位置する附属校の臨時休校
- ・教職員については、原則として在宅勤務または自宅待機（キャンパスの保安・保全及び業務管理上の必要最小限の体制を確保する）。
- ・東京キャンパス及び大阪梅田キャンパスの臨時閉室 など

<以下、「緊急事態宣言」解除後の対応>

4. 大学等のキャンパスへの入構及び施設利用

○大学等のキャンパスへの入構及び施設利用については原則として制限しない。

ただし、学園関係者に感染者が発生した場合や感染予防上必要と判断される場合など、一時的に入構や施設利用を制限することはある。

○図書館やマルチメディアルームをはじめ、諸施設の開館・利用可能時間は現行通りとする。

なお、ラーニングコモンズなど、一定数の人が集まって近距離で対話することを前提とした施設の利用については、各施設の長または管理責任者において、利用方法の変更や利用の一時停止などを判断することありうるものとする。

5. 式典・行事・イベント等に関する対応方針について

(1) 対象の事業

○屋内において、一定数の人が一か所に集まり、お互いの距離が十分に取れない状況で一定時間以上いることが求められるもの

○教室内における対面形式での授業等に準ずる形態で行われるもの

(2) 対応方針

■不要不急のものは中止または延期を勧告する。

■飲食を伴う懇親会・交流会、様々な人がモノに触れることを前提としたイベントなど、接触感染や飛沫感染のリスクの高い行事については中止または延期を勧告する。

■宿泊を伴う合宿形式のイベント等については中止または延期を勧告する。

■団体貸切バス等による長時間の移動を伴うイベント等については中止または延期を勧告する。

○「3つの条件が同時に重なる場」(3密)を徹底して回避することとし、それができない場合は、中止または延期を勧告する。

(1) 換気の悪い密閉空間(密閉)

(2) 多くの人の密集(密集)

(3) 近距離での会話(密接)

(3) 留意事項

○自主的な学習・研究活動等については、制限を行わないが、感染予防策の徹底を要請する。特に、上記の「3つの条件が同時に重なる場」を徹底して避けるよう注意していただく。

○重要かつ時期変更困難なもので、どうしてもキャンパス内で実施しなければならない式典・行事・イベント等については、以下の点に注意していただく。

・主催者は、「密閉・密集・密接」の「3密」を徹底して回避するよう、こまめな換気や人が密集しないような座席配置など、感染予防策を講じる。

- ・風邪症状がある方には参加を止めてもらうよう要請する。
- ・参加者にはこまめな手洗い及び咳エチケット（マスク着用）等の感染予防策を要請する。
- ・会場出入口等にアルコール消毒薬を設置する。
- ・運営スタッフについても手洗い・マスク着用など感染予防対策を実施する。
- ・イベントに付随する懇親会・交流会等は中止を要請する。

6. 会議開催及び運営について

- 「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる会議開催および運営のガイドラインについて」（2020年3月2日 法人危機対策本部）にもとづく。
- 対象期間：5月2日までとしていたが、これを一旦7月末までに延長する。ただし、状況が好転したと判断される場合には、対象期間を短縮することがあるものとする。

7. 施設学外貸与について

- 上記の「5. 式典・行事・イベント等に関する対応方針について」を踏まえ、主催者にイベントの中止または延期の検討を要請する。これにより中止判断された場合にはキャンセル料等は請求しない。
- やむを得ず実施せざるを得ない場合には、主催者の責任にて感染症予防対策を講じることを要請する。また、イベントを実施する場合でも、イベントに付随する懇親会・交流会等は中止いただくなどの対応を要請する。
- 当面、7月末までは、新規の施設学外貸与の申請は受け付けないものとする。

以上